

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTTドコモビジネスひかり電話サービス) 【現改比較表】2026年2月6日現在

～2026年2月28日	2026年3月1日～
<p><u>(令和7年10月1日現在)</u></p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス) 目次 (略)</p> <p>第1条～第25条 (略)</p> <p>第26条 当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事費）に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、<u>ユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料を合算したものとします。</p> <p>第27条～第41条 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則1 (略)</p> <p>2 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（メニュー1に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときを除いて、利用料金等（第1表第2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）については、日割しません。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(2) 第27条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。</p> <p>(3) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>2の2 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（メニュー2及びメニュー3に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（第1表第2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）をその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供の開始（付加</p>	<p><u>(令和8年3月1日現在)</u></p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス) 目次 (略)</p> <p>第1条～第25条 (略)</p> <p>第26条 当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの料金は、利用料金、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事費）に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>、<u>電話リレーサービス料</u>及び<u>プロードバンドユニバーサルサービス料</u>を合算したものとします。</p> <p>第27条～第41条 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則1 (略)</p> <p>2 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（メニュー1に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときを除いて、利用料金等（第1表第2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）については、日割しません。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(2) 第27条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。</p> <p>(3) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>2の2 当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約（メニュー2及びメニュー3に係るものに限ります。）において、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（<u>第1表第1（利用料金）に規定するプロードバンドユニバーサルサービス料を除きます。</u>第1表第2（通信料）に規定する定額通信料を含みます。）をその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供の開始（付加</p>

機能についてはその提供の開始) があったとき。

- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があり、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止）があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更その他付加機能の利用の態様の変更及び NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表（2 欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
- (6) 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 2 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

3 の 2 2 の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第 1 表(料金(附帯サービスの料金を除きます。)) 第 1 (利用料金) 2 (料金額) の 2 – 3 ([ユニバーサルサービス料](#)) 及び 2 – 4 (電話リレーサービス料) に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

4~12 (略)

第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料金

1 適用

区別	内容
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	(略)
(2) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の減額の適用	(略)
(3) ユニバーサルサービス料 の適用	2 – 3 に規定する ユニバーサルサービス料 は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。

機能についてはその提供の開始) があったとき。

- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日に NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があり、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止）があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更その他付加機能の利用の態様の変更及び NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの細目の変更により利用料金等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表（2 欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
- (6) 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 2 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 27 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

3 の 2 2 の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第 1 表(料金(附帯サービスの料金を除きます。)) 第 1 (利用料金) 2 (料金額) の 2 – 3 ([電話ユニバーサルサービス料](#)) 及び 2 – 4 (電話リレーサービス料) に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

4~12 (略)

第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料金

1 適用

区別	内容
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	(略)
(2) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の減額の適用	(略)
(3) 電話ユニバーサルサービス料 の適用	2 – 3 に規定する 電話ユニバーサルサービス料 は、次表の左欄に規定するサービス又は付加機能の提供を受けている NTT ドコモビジネスひかり電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。

	区分	電気通信番号
NTT ドコモビジネスひかり電話サービス	契約者回線番号	
番号追加機能（マイナンバー）	追加番号	
着信課金機能	着信課金番号	
(4) 電話リレーサービス料の適用	(略)	

	区分	電気通信番号
NTT ドコモビジネスひかり電話サービス	契約者回線番号	
番号追加機能（マイナンバー）	追加番号	
着信課金機能	着信課金番号	
(4) 電話リレーサービス料の適用	(略)	
<u>(5) ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用</u>	<u>2 – 5 に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料は、特定加入者回線（コース 2 に係るものに限ります。）1回線ごとに適用します。</u>	
<u>(6) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース 2 に係るものに限ります。）の付加サービスに関する取扱い</u>	<u>(略)</u>	

2 料金額

2 – 1 基本額（略）

2 – 2 付加機能使用料（略）

2 – 3 [ユニバーサルサービス料](#)

区分	単位	料金額（月額）
<u>ユニバーサルサービス料</u>	1 電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2 – 4 電話リレーサービス料（略）

2 料金額

2 – 1 基本額（略）

2 – 2 付加機能使用料（略）

2 – 3 [電話ユニバーサルサービス料](#)

区分	単位	料金額（月額）
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	1 電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2 – 4 電話リレーサービス料（略）

2-5 ブロードバンドユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額（月額）
<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	<u>1の電気通信回線ごとに</u>	<u>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた回線単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）</u>

備考 基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価及びその適用期間は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>) に掲載するものとします。

また、基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価が月額で定められない場合のブロードバンドユニバーサルサービス料の取扱いについても当該Webサイトに定めるところによります。

第2～第4（略）

第2表～第3表（略）

通信料別表（略）

第2～第4（略）

第2表～第3表（略）

通信料別表（略）

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和8年2月3日 C A S 1サ第000400010005-01号）
この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。